

📣 厚生年金の養育特例をご紹介します！

3歳未満の子を養育している皆さんへ



3歳未満の子を養育している方は、年金算定に用いる標準報酬月額について養育特例の適用を受けることができます。

養育特例とは？

3歳未満の子を養育する方は、勤務時間の短縮等により標準報酬月額が低くなることが考えられます。

この場合、納付する保険料は低くなりますが、将来年金額を算定する際に用いる標準報酬月額も低くなるため、年金額は減少してしまいます。

しかし、本人からの申出により、保険料は低いままでも、養育前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）で将来の年金額が算定され、年金額の減少を防止することができます。これを養育特例といいます。



養育特例の対象者

3歳未満の子(*)を養育している組合員

夫婦がともに組合員で、かつ同居している場合は、夫婦2人とも対象になります。

※3歳未満の子の範囲は、法律上の親子関係にある子(実子および養子)に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託されている子等です。

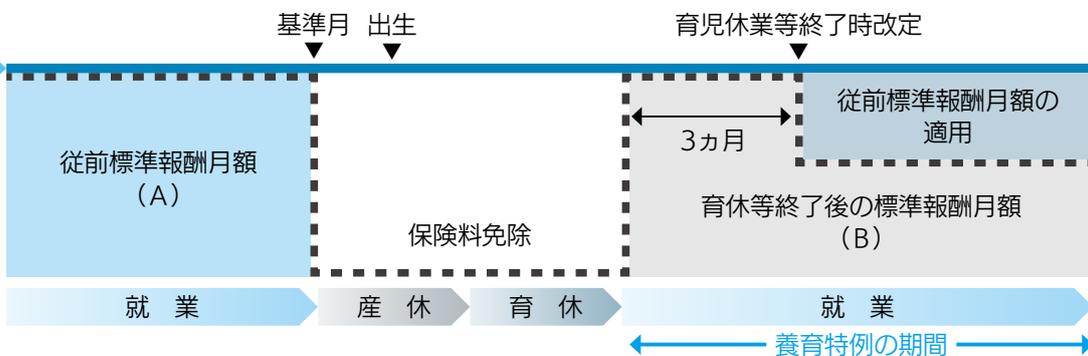


養育特例の事例

3歳未満の子を養育することとなった日の属する月の前月（基準月）の従前標準報酬月額（A）よりも、育児休業等終了後の短時間勤務等による標準報酬月額（B）が下回っている場合、年金額を算定するときは、従前標準報酬月額（A）が適用されます。

年金額を計算するときの標準報酬月額

保険料を計算するときの標準報酬月額



制度の詳細や手続きについては、こちらからご確認ください。
※短期組合員の方は、共済事務担当課へお問い合わせください。



お問い合わせ先

年金課 TEL 029-301-1414